

上尾市あき地の環境保全に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和 8 年 1 月 27 日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第 12 号

上尾市あき地の環境保全に関する条例施行規則等の一部を改正する
規則

次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

- (1) 上尾市あき地の環境保全に関する条例施行規則（昭和 52 年上尾市規則第 30 号）第 3 号様式
- (2) 上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例施行規則（平成 11 年上尾市規則第 45 号）第 1 号様式
- (3) 上尾市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成 16 年上尾市規則第 35 号）第 11 号様式
- (4) 上尾市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則（平成 18 年上尾市規則第 5 号）第 10 号様式
- (5) 上尾市路上喫煙の防止に関する条例施行規則（平成 23 年上尾市規則第 12 号）第 2 号様式及び第 4 号様式
- (6) 上尾市専用水道事務取扱規則（平成 25 年上尾市規則第 27 号）第 2 号様式及び第 17 号様式

附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。